

件名	愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例	
主管課	税務課	
根拠法令等		
【改正の概要】		
1 実施期間		
平成 17 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 → <u>平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日</u> <u>(実施期間は 5 年間とし、期間満了時に見直し・検討を行う。)</u>		
2 税率・税額		
個人 <u>年額 700 円 (現行どおり)</u>		
法人 <u>均等割標準税率の 7%相当額 (現行どおり)</u>		
	資本等の金額の区分	現行税率
	50 億円超	800,000 円
	10 億円超 50 億円以下	540,000 円
	1 億円超 10 億円以下	130,000 円
	1,000 万円超 1 億円以下	50,000 円
	上記以外	20,000 円
		7%
		56,000 円
		37,800 円
		9,100 円
		3,500 円
		1,400 円
施行日	公布の日	
【その他参考事項】		
(参考) 制度の概要		
1 課税対象		
県内に住所、事業所等を有する個人・法人		
2 納税義務者		
個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者		
3 納税方法		
個人県民税は、市町が給与所得者・公的年金受給者については特別徴収、事業所得者については普通徴収する。		
法人県民税は、法人が県に申告納付する。		